

台東区医療機関等物価高騰対策支援事業補助金交付要綱

6台健健第702号
令和7年3月19日

(目的)

第1条 この要綱は、感染対策にかかる医療資材費等の急激な物価高騰の影響を受けている台東区内（以下「区内」という。）の医療機関等に対して、補助金を交付し、負担軽減を図ることにより、地域医療提供体制を維持することを目的とする。

(対象)

第2条 この補助金の対象は、令和7年1月1日現在、区内に所在する別表第1に掲げる医療機関等であり、かつ、交付対象施設において、令和7年3月31日まで継続して運営を行っているものとし、補助金の交付申請後においても事業を継続する意思があるものとする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、別表第2に掲げるとおりとする。

(補助金の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする医療機関等は、台東区医療機関等物価高騰対策支援事業補助金申請書兼口座振替依頼書（第1号様式。以下「申請書」という。）に必要事項を記入し、東京都台東区長（以下「区長」という。）に申請しなければならない。

(期限)

第5条 補助金の申請期限は、令和7年4月25日とする。

(補助金の交付)

第6条 区長は、第4条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、台東区医療機関等物価高騰対策支援事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により、通知するとともに、当該補助金を交付するものとする。

2 区長は、前項の審査をし、適当でないとき認めるときは、補助金の不交付を決定し、台東区医療機関等物価高騰対策支援事業補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第7条 区長が前条第1項の規定による決定を行った後、申請書の不備による振込不能などがあり、台東区が確認等に努めたにもかかわらず、第5条の申請期限までに申請書の補正が行われず、申請者の責に帰すべき事由により補助金を交付できなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(補助金の返還等)

第8条 区長は、第6条第1項の規定による補助金の交付の決定を受けた医療機関等が第2条の交付対象要件を満たさなくなったときは、台東区医療機関等物価高騰対策事業補助金交付決定取消通知書(第4号様式)により交付決定を取消し、交付した補助金を返還させるものとする。

2 区長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた申請者があるときは、交付決定の一部又は全部を取消し、既に補助金を交付しているときは、当該補助金を返還させるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年3月26日から施行する。

別表第1（第2条関係）

機関名	交付対象となる要件
病院、歯科診療所	健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に定める保険医療機関であること。
有床診療所	健康保険法第63条第3項第1号に定める保険医療機関であること。
無床診療所	健康保険法第63条第3項第1号に定める保険医療機関であること。
薬局	健康保険法第63条第3項第1号に定める保険薬局であること。
助産所	医療法（昭和25年法律第205号）第2条第1項に定める助産所であること。
施術所	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）の規定に基づき開設している施術所のうち、療養費の受領委任の取扱いを行う施術所、又は償還払による保険診療を行っている施術所であること。

別表第2（第3条関係）

機関名	補助金交付額
病院、有床診療所	15万円
無床診療所、歯科診療所、助産所、薬局	5万円
施術所	2万5千円